

告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年六月二十八日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
長瀬町	令和六年九月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	長瀬町中央公民館 駐車場
横瀬町	令和六年九月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	横瀬町総合福祉セ ンター駐車場
皆野町	令和六年九月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	皆野町役場駐車場
小鹿野町	令和六年九月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	小鹿野総合センタ ー駐車場
		令和六年九月六日	両神振興会館駐車 場

		狭山市								秩父市									
令和六年九月二十五日 及び同月二十六日		令和六年九月二十四日		令和六年九月十九日		令和六年九月十八日		令和六年九月十七日		令和六年九月十三日		令和六年九月十二日		令和六年九月十一日		令和六年九月九日及び 同月十日			
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午後一時から三時 まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			
農村環境改善セン ター駐車場		狭山市市民会館駐 車場		原谷公民館駐車場		尾田蒔公民館駐車 場		大田公民館駐車場		大滝振興会館駐車 場		秩父市役所吉田総 合支所駐車場		影森公民館駐車場		秩父市役所荒川総 合支所西側駐車場		秩父市役所秩父公 園側駐車場	

新座市	朝霞市	志木市	和光市	ふじみ野市	富士見市	狭山市
令和六年十月三十日及び同月三十一日	令和六年十月二十四日及び同月二十五日	令和六年十月二十二日	令和六年十月二十一日	令和六年十月十八日	令和六年十月十五日及び同月十六日	令和六年九月二十七日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
新座市民会館第二駐車場	朝霞市産業文化センター第二駐車場	志木市役所駐車場	和光市役所駐車場	ふじみ野市大井総合支所駐車場	ふじみ野市役所公用車駐車場	智光山公園正面駐車場